

函館市における  
市民後見の推進に係る検討報告  
(案)

平成27年1月 日

函館市市民後見推進検討委員会

## 目 次

1	市民後見推進に至る経過	1
2	函館市市民後見推進検討委員会の設置	4
3	検討事項	4
4	検討結果	5
5	総合的意見	9

### (資 料)

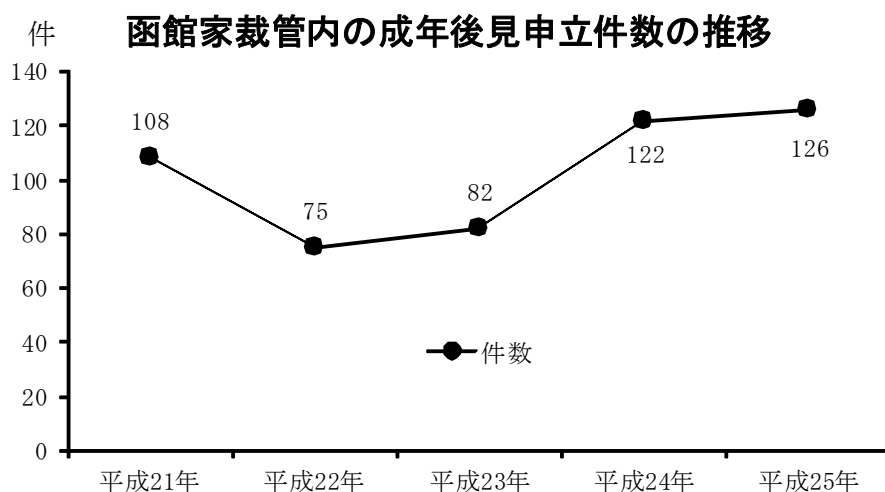
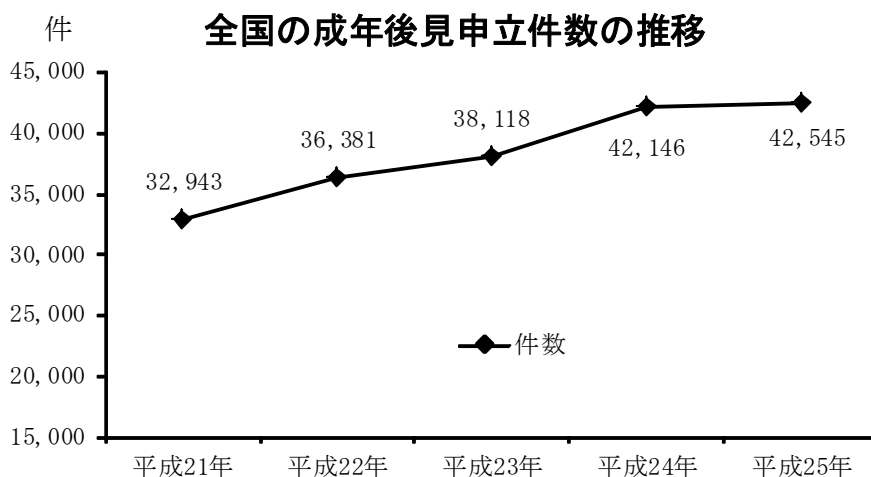
・	函館市市民後見推進検討委員会開催経過	10
・	函館市市民後見推進検討委員会設置要綱	11
・	函館市市民後見推進検討委員会委員名簿	13

# 1 市民後見推進に至る経過

## (1) 現状と成年後見制度

平成12年に介護保険制度と同時に創設された成年後見制度は、それまでの禁治産・準禁治産宣告に替わる権利擁護制度として広く利用されており、最高裁判所の調査結果によれば、過去5年間（平成21年から25年）では、全国の申立件数には、増加傾向が見られ、函館家庭裁判所管内の申立件数でも、増加傾向となっています。

認知症高齢者や障がい者の増加が続くなか、今後もこうした傾向は続くものと見込まれています。



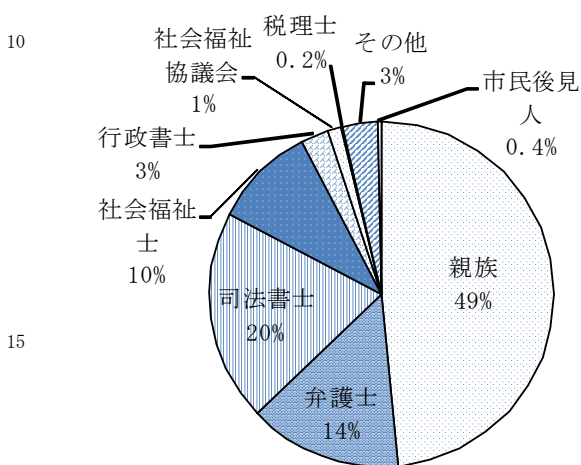
最高裁判所・函館家庭裁判所による統計資料より

(2) 市民後見人の必要性

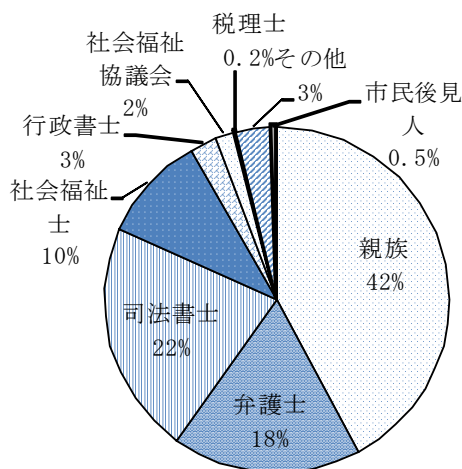
全国における成年後見人（保佐人および補助人を含む。以下、同じ。）と被成年後見人との関係では、平成24年に初めて親族以外の第三者後見人の割合が全体の5割を超えて親族後見人を上回り、平成25年には、さらに第三者後見人の比率が上昇し約6割となっています。

函館家庭裁判所管内でも、平成24年に約4割だった第三者後見人が、平成25年には約6割となっています。

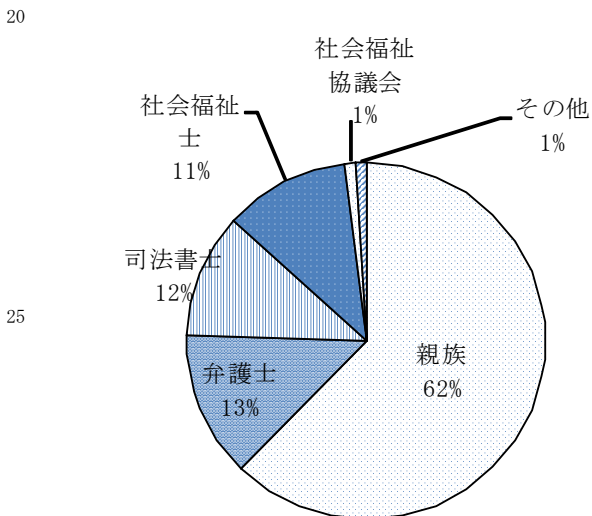
後見人と本人の関係  
平成24年 全国



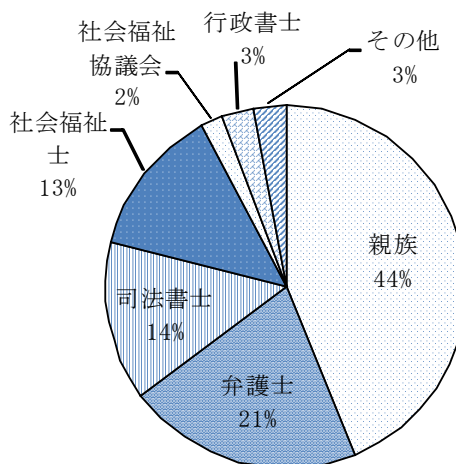
後見人と本人の関係  
平成25年 全国



後見人と本人の関係  
平成24年 函館家裁



後見人と本人の関係  
平成25年 函館家裁



最高裁判所・函館家庭裁判所による統計資料より

少子化の進行や高齢者のみ世帯の増加などにより親族関係が希薄化しており、今後、より一層第三者による成年後見人の必要性が高まるものと予想されています。

本市においては、現在、弁護士等の専門職が第三者として成年後見を担っていますが、今後、成年後見人を必要とする高齢者等が増大することが予想されるなか、  
5 専門職の確保・活用を図るとともに、親族ではなく、専門職でもない市民目線での  
身上監護を提供する新たな担い手としての市民後見人の養成・活用が、地域福祉の  
観点からも有効と考えられます。

#### ○市民後見人とは

10 市民後見人については、定義は明確ではないが、最高裁判所では、平成25年の  
統計上、「市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士お  
よび精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係および交友関係がなく、  
社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関  
15 する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希  
望している者を選任した場合をいう。」としている。

### (3) 法整備

平成24年の老人福祉法の改正により、市民後見人の育成・活用を図るため、研  
修の実施や市民後見人の家庭裁判所への推薦が努力義務として規定されたほか、平  
20 成25年の知的障害者福祉法と精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に  
より、市民後見人の家庭裁判所への推薦が努力義務として規定されるとともに、障  
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、市民後見人  
の育成・活用を図るための研修が、地域生活支援事業として市町村の必須事業とさ  
れました。

### (4) 函館市の現状と後見ニーズ

25 本市においては、平成26年3月31日現在で、高齢者は82,325人、平成  
26年4月1日現在で、知的障がい者は2,546人、精神障がい者は2,286  
人となっており、近年、増加傾向にあります。

特に高齢者については、全国、全道を上回る勢いで高齢化が進み、平成26年9  
30 月末現在では、83,582人、高齢化率が30.7%と高齢化が著しい状況にあ

ります。

国では、要介護認定を受けた高齢者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方を認知症高齢者数としていますが、本市においては、平成26年9月末現在で約9,900人が日常生活自立度Ⅱ以上となっており、今後のさらなる高齢者の増加により、認知症高齢者数の増加が想定され、成年後見人の必要性が高まることが予想されます。

## 2 函館市市民後見推進検討委員会の設置

本市の現状を踏まえ、将来に向けた成年後見制度の利用環境を整え、増加が見込まれる成年後見へのニーズに応えるため、市民後見人を養成するとともに、市民後見人の活動を支援し、成年後見に関する相談機関としての後見実施機関（いわゆる成年後見センター）の設置について検討するため、平成25年12月、「函館市市民後見推進検討委員会」が設置されました。

本委員会では、学識経験者および司法関係者、高齢者や障がい者に係る福祉関係者や家族会、地域福祉・医療関係者が委員として就任し、それぞれの立場から市民後見推進に関し、意見を述べ合いました。

なお、市民後見人養成研修については、北海道による市民後見人養成等推進事業を活用し、平成27年2月に本市、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町の共催により実施することとなっています。

## 3 検討事項

本委員会においては、市民後見推進を図るため、大きく次の2点について、検討しました。

(1) 市民後見人養成研修に向けての検討

(2) 後見実施機関の設置に向けての検討

## 4 検討結果

### (1) 市民後見人養成研修に向けての検討

#### ア 市民後見人の役割について

市民後見人は、地域に住む身近な存在として、かつ、地域を支える一市民としての自覚をもって、被後見人等の生活を守るため、きめ細やかな対応と家族的な支援を行うものとします。

#### イ 市民後見人像について

成年後見を担うにふさわしい市民後見人像については、次のとおりとします。

(ア) 高齢者、障がい者の権利擁護および成年後見制度に関し、深い理解がある人

(イ) 後見人の職務に必要な知識、技量、事務能力、姿勢、高い倫理観、社会規範等がある人

(ウ) 後見業務が職業でもなくボランティアでもないことを十分に認識し、社会貢献を目的として、函館市における市民後見人の役割を果たせる人

#### ウ 市民後見人養成研修の応募資格について

年齢の下限については、市に住民登録がある者のうち、各種選挙の被選挙権の下限である25歳以上が適当であると考えますが、年齢に上限を設けるべきか否かについては、設けるべきとの意見と設けるべきではないとの意見に分かれたため、両論の主張を併記します。

#### (ア) 年齢に上限を設けるべき

・ 被後見人にとって後見人の交代は、なるべくないほうがよく、引継時に問題がおきる可能性があるうえ、70代後半ともなると事務処理能力に衰えが見られ、引継が大変となるため、上限を70歳としてはどうか。専門職でも高齢になると手を抜いたり病気により被後見人に会いに行けない事態が発生することがある。

・ 特に障がい者の場合には後見人との信頼関係が重要なので、交代がないよう上限を設けたほうがよい。

#### (イ) 年齢に上限を設けるべきではない

・ 80歳以上の後見人が非常に良い活動をしているという他都市の事例から、高齢者同士の場合には共通する部分があり良い活動につながると考えられることから、高齢の後見人がいてもよいと考える。

- ・ 高齢者であるが故に高齢者の気持ちを対等に考えながら活動ができるとも言えるので、上限を設けないほうがよいと考える。90歳，100歳で応募してくることはないと思うが、今の70代は、まだまだ元気だ。
- ・ 応募資格として年齢に上限を設けるのではなく、養成する中で、不適切な方は選ばないことにするとよいと考える。

#### エ 市民後見人の活動条件について

市民後見人が成年後見人として活動するための条件については、次のとおりとします。

- ・ 被後見人（対象者）が市内および近郊在住者であること。
- ・ 身近な親族がいない、またはあっても市民後見人の活用を希望していること。
- ・ 被後見人が多額の資産を有していないこと。
- ・ 法的な手続きなど専門職が適切であるケースでないこと。
- ・ 親族間等その他の紛争性やトラブルがないこと。
- ・ 法定後見活動に限ること。

#### オ 市民後見人の活動内容（後見形態）について

市民後見人が後見業務に関わる場合としていくつかの形態が想定され、最終的には家庭裁判所が決定するものではありませんが、本委員会としては、望ましい形態として市民後見人が個人で受任することを目標としながら、これに加え、市民後見人が実践経験を積むまでの間、または、後見実施機関の支援体制の確立までの間の経過措置としての形態も想定して、次の複数の形態を提案します。

- (ア) 市民後見人が個人で成年後見人を受任する。
- (イ) 市民後見人が個人で成年後見人を受任するが、専門職または後見実施機関受託法人等が成年後見監督人として選任される。
- (ウ) 市民後見人と専門職等が複数で成年後見人を受任する。
- (エ) 後見実施機関受託法人等が法人後見として成年後見人を受任し、当該法人スタッフとともに市民後見人が実務を担当する。

#### カ 市民後見人の報酬について

市民後見人に報酬が必要か否かについては、必要との意見と不要との意見に分かれたため、両論の主張を併記します。

- (ア) 市民後見人に報酬は必要



5  
・ 市民後見人が活動する初期の段階では、市民後見人と合わせ後見監督人が選任されるパターンが想定され、この場合、市民後見人は報酬付与の請求を行わないことにすると、後見監督人は報酬付与を請求するため、報酬のない市民後見人と報酬のある後見監督人との関係がうまくいかないことが予想されるので、低額でも報酬はあったほうがよいと考える。比較的低額で固定の報酬を支払うこととしたらよいのではないか。

・ 責任が重い任務なので、報酬はあったほうがよいと考える。

・ 仕事をしている方など、多忙な中、活動をする場合もあり、報酬はあったほうがよいと考える。

10 (イ) 市民後見人に報酬は不要

・ ボランティア精神に基づいた社会貢献活動と位置づけ、それでもやろうという方に担ってもらうことにより、モチベーションも上がる。ただし、交通費等の必要経費は支払うべきであると考えます。

15 ・ 身近な人が市民後見人として支援することは、地域のネットワーク（助け合い）のひとつととらえ、報酬はないほうがよいと考える。

(2) 後見実施機関の設置に向けての検討

ア 運営主体について

運営主体については、函館市社会福祉協議会が適当と考えます。

20 社会福祉協議会は、社会福祉法に定める地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、高齢者や障がい者などの権利擁護に関する相談・支援窓口として機能していることから、成年後見に関するワンストップサービスの拠点となる後見実施機関を運営するにふさわしい団体です。

なお、こうした理由から、全国的にも後見実施機関は、市町村社会福祉協議会に置かれているのが現状です。

25 ただし、当該社協は、法人後見の実績がないため、法人後見の実施にあたっては、適切な人材配置など十分な準備を行う必要があると考えます。

イ 主な業務内容について

相談から成年後見制度利用までを担うワンストップサービス機能を果たすため、次の主な業務を行うこととします。

30 (ア) 電話・来所相談

(イ) 市民後見人の後見活動支援（スキルアップを含む。）

(ウ) 弁護士等専門職による市民後見人支援体制の整備

(エ) 親族申立および市長申立支援

(オ) 成年後見制度の普及啓発

5 ウ 運営日・時間

運営日・時間は、委託先として想定している函館市社会福祉協議会の運営日・時間と同様とします。

・ 運営日：月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く。）

・ 運営時間：午前8時45分～午後5時30分

10 エ 職員体制について

成年後見制度に関するワンストップの相談窓口として、また、市民後見人を強力にバックアップする機関として十分な機能を果たせるよう、専門的知識や経験を有する職員を配置する必要があります、体制としては、次のとおり提案します。

(ア) センター長1名（社会福祉士等）

15 ・ 管理責任者

・ センターの業務を統括し、相談機能の充実、市民後見人への支援等について、総合的なマネジメントを行う。

(イ) 専門員1名（社会福祉士等）

20 ・ 地域包括支援センター等の関係機関との連携の下、相談に対応し、適切な支援を行う。

・ 市民後見人に対する実務の指導・支援を行う。

・ 市民後見人の養成・フォローアップについて、企画・実践する。

(ウ) 事務員1名

25 ・ センター運営に係る事務を行う。

・ 専門員が行う事務・事業を補助する。

オ 後見実施機関運営協議会の設置について

後見実施機関の適正かつ円滑な運営を図るため、本検討委員会を継続・発展させる形で後見実施機関運営協議会を設置する。

カ その他業務

30 現在、北海道社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を市社会福

社協議会が担うことにより、判断能力の度合いに応じ、一貫したサービスの提供を行うこととします。

## 5 総合的意見

### 5 (1) 後見実施機関の設置・運営について

関係各法において、市町村は、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成および活用を図るために、研修の実施や後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、後見実施機関の設置・運営については、市が十分に責任を  
10 果たし、市民後見人への支援体制を確立することが必要です。

### (2) 家庭裁判所への説明と連携について

市民後見人の後見業務への関わり方については、様々な形態があり、最終的には家庭裁判所（裁判官）が決定するものですが、市が養成した市民後見人が、研修によりどのような知識等を習得しているのか、または、どのような条件であれば後見  
15 活動を行うことができるのかなどを明確にしなければ、家庭裁判所が市民後見人の活用に踏み切ることができません。

したがって、本市の市民後見人活動に関する考え方を家庭裁判所に十分理解してもらうとともに、市民後見人の登録や推薦などについて、市が家庭裁判所と連携して市民後見人の活用を推進していくことにより、後見人を必要とする市民の期待に  
20 応えられるものと考えます。

25

30

函館市市民後見推進検討委員会開催経過

年 月 日	事 項
平成25年12月26日(木)	<p>【第1回函館市市民後見推進検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長および副委員長の選出</li> <li>・検討委員会の設置の背景と函館市の現状</li> <li>・検討委員会における検討事項</li> </ul>
平成26年 1月23日(木)	<p>【先進地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都渋谷区成年後見支援センター</li> <li>・東京都品川成年後見センター</li> </ul>
平成26年 2月 4日(火)	<p>【先進地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽・北しりべし成年後見センター</li> </ul>
平成26年 2月28日(金)	<p>【第2回函館市市民後見推進検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地調査の報告について</li> <li>・市民後見人養成に向けた検討事項について</li> </ul>
平成26年 3月25日(火)	<p>【第3回函館市市民後見推進検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回検討委員会の協議内容について</li> <li>・市民後見人養成に向けた検討事項について</li> </ul>
平成26年12月22日(月)	<p>【第4回函館市市民後見推進検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・函館市における市民後見の推進に係る検討報告(素案)について</li> <li>・市民後見人養成研修等のスケジュールについて</li> </ul>
平成27年 1月27日(火)	<p>【第5回函館市市民後見推進検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・函館市における市民後見の推進に係る検討報告(案)について</li> <li>・事前説明会の開催状況について</li> <li>・市民後見人養成研修について</li> </ul>

## 函館市市民後見推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における市民後見人の養成および活動の推進に関し、必要な事項を検討するため、函館市市民後見推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市民後見制度のあり方に関すること。
- (2) 市民後見人の養成に関すること。
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援体制の構築に関すること。
- (4) その他市民後見推進に関し必要な事項

(委員および任期)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 高齢者福祉関係者
- (4) 知的障がい者および精神障がい者福祉関係者
- (5) 地域福祉・医療関係者
- (6) 認知症高齢者および知的障がい者ならびに精神障がい者の家族会関係者

2 委員の任期は、所掌事項にかかわる協議が終了するまでとする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名した委員とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

函館市市民後見推進検討委員会 委員名簿

(設置要綱第3条, 第4条関係)

区分	所属および役職名	氏名
学識経験者	北海道教育大学函館校 教授	◎ いわさき きよし 岩崎 清
司法関係者	函館弁護士会 高齢者・障がい者支援委員会委員長	○ ひらい きいち 平井 喜一
	函館司法書士会 リーガルサポート副支部長	こながい あきら 小長井 朗
高齢者福祉関係者	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会員	はせやま てつぺい 長谷山 哲平
	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 幹事	ところ てるみ 所 輝美
	南北海道グループホーム協会 会長	はやしぎき みつひろ 林崎 光弘
知的障がい者および精神障がい者福祉関係者	函館地域障害者自立支援協議会 会長	おがた えいぞう 尾形 永造
	障害者生活支援センターぱすてる 所長	かわむら よしぞう 河村 吉造
	社会福祉法人函館恭北会函館地域生活支援 センター 所長	すずき たかひろ 鈴木 崇宏
地域福祉・医療関係者	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 事業部長	あちわ けんいち 阿知波 健一
	函館市民生児童委員連合会 副会長	ただ そざん 多田 祖三
	公益社団法人北海道社会福祉士会 理事 ぱあとなあ運営委員	ゆあさ わたる 湯浅 弥
	北海道医療ソーシャルワーカー協会 南支部副支部長	まつき としき 松木 俊樹
家族会	函館認知症の人を支える会 会長	さとう ゆうこ 佐藤 悠子
	NPO法人函館手をつなぐ親の会 監事	かんなり えみこ 金成 恵美子
	函館精神障害者家族会愛泉会 相談役	あんじ ひろこ 安司 悠子

※ ◎は委員長, ○は副委員長